

## 売買停止時間等の一部見直しについて

平成23年2月23日

株式会社名古屋証券取引所

### I 趣旨

当取引所では、平成10年7月以前においては、会社情報に係る売買停止を行った場合は終日売買停止としておりましたが、平成10年7月には発行者による情報発表後90分後、平成11年12月に60分後、そして平成16年2月に30分後に売買再開とするなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止時間の見直しを行ってまいりました。

ただし、その後の証券市場を巡る外部環境をみると、情報端末の高度化の更なる進展等により、情報入手の迅速性・容易性は格段に向上しており、市場利用者からは迅速な取引機会の提供についてニーズが寄せられているところです。

また、このような環境変化や公正な価格形成機能を堅持する売買停止制度の本旨を鑑みれば、新たな会社情報を反映したフェアバリューをより迅速かつ円滑に発見する機能を強化することが適当であると考えられます。

については、売買停止制度の実効性の向上及び市場参加者のニーズ等に対応するため、売買停止時間の見直しを行うこととします。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 現行制度	<ul style="list-style-type: none"><li>当取引所では、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報内容が不明確である場合又は当該情報内容を周知させる必要があると認める場合には、売買停止を行っています。</li><li>売買停止時間は、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後<u>30分経過した時まで</u>としています。</li><li>ただし、監理銘柄指定の場合は当該指定に係る決定が発表された後<u>30分経過した時まで</u>としています。（なお、整理銘柄指定を決定した場合は、当該決定日は終日売買停止しています。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>別紙参照</li></ul>
2. 改正概要	<ul style="list-style-type: none"><li>売買停止時間を、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後<u>15分経過した時まで</u>とします。</li><li>ただし、監理銘柄指定の場合は当該指定に係る決定が発表された後<u>15分経過した時まで</u>とします。（なお、現行どおり、整理銘柄指定を決定した場合は、当該決定日は終日売買停止とします。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>業務規程施行規則第20条第2号等の改正</li></ul>

<p>3. その他 (特別気配の更新時間の短縮)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• arrowhead の稼働による高速かつ安定的な取引の実現と迅速かつ円滑な売買執行を促進する観点から、価格の継続性を維持しつつ、特別気配の更新時間（現行5分）を3分に短縮し、市場利用者の利便性向上に繋がります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 規則の改正は行いません。</li> </ul>
----------------------------------	---	--

### III 実施時期

- 取引時間の一部見直しと併せて、平成23年5月9日より実施します。（予定）

以 上

## 売買停止制度の改正概要

売買停止となるケース	売買停の運用の流れ
1. 会社発表による売買停止 (情報周知のための売買停止)	<p>会社による発表</p> <p>売買可能 売買停止 売買再開</p> <p>30分 (改正後15分)</p>
2. 新聞等報道による売買停止 (不明確情報による売買停止)	<p>新聞等による報道 会社による発表</p> <p>売買可能 売買停止 売買停止継続 売買再開</p> <p>30分 (改正後15分)</p>
3. 売買停止後、監理銘柄指定が発表された場合	<p>会社による発表 監理銘柄指定発表</p> <p>売買可能 売買停止 売買停止継続 売買再開</p> <p>30分 (改正後15分)</p>
4. 売買停止後、整理銘柄指定が発表された場合	<p>会社による発表 整理銘柄指定発表 (終日売買停止)</p> <p>売買可能 売買停止 売買停止継続</p>